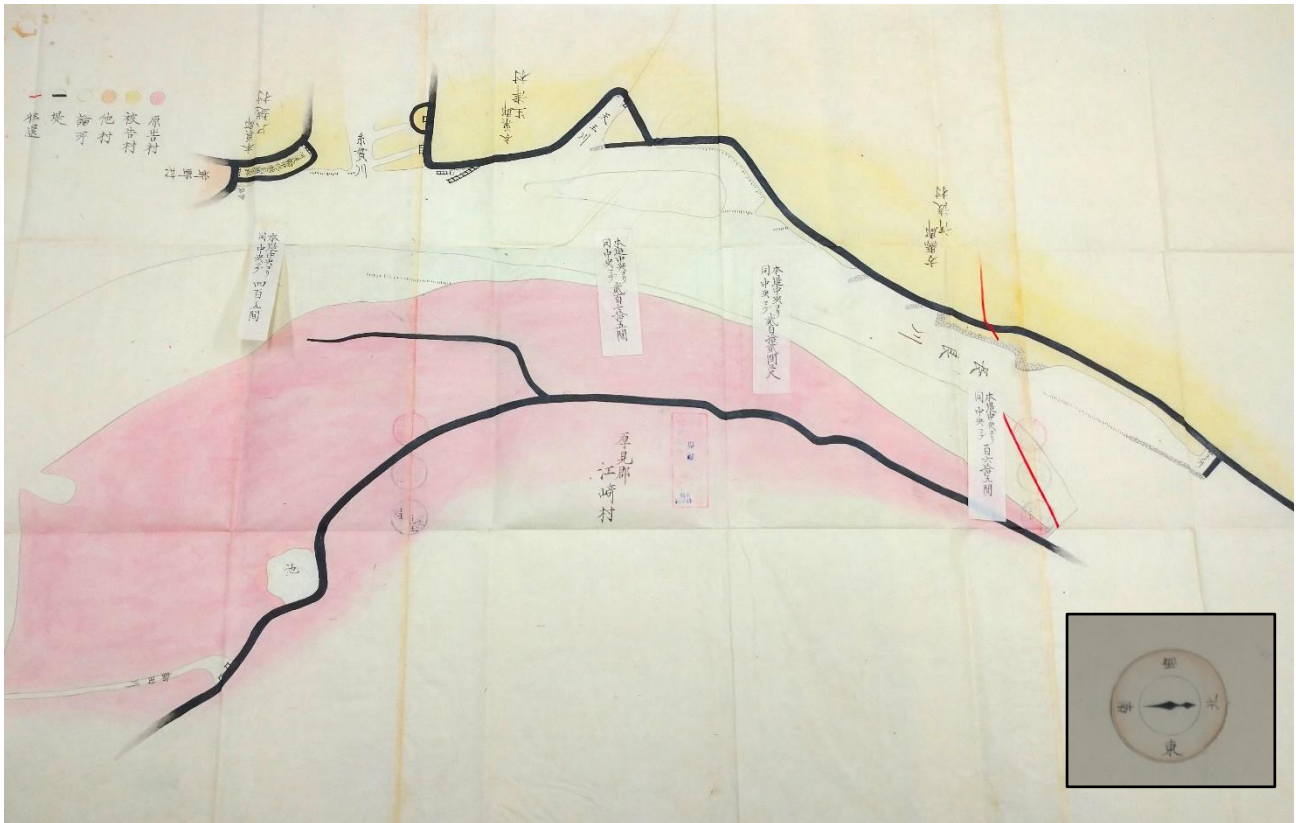


地域史料通信 第15号

2024. 3



(岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国方県郡河渡村 村木家文書 明治 244)

(以下、特に所蔵を明記していない史料は、岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国方県郡河渡村 村木家文書のものです)

この絵図は美濃国方県郡河渡村 村木家文書に残されたもので、明治 7(1874)年 12 月に作成されました。絵図の中央には長良川が流れ、上下(東西)の村々は色分けがされています。この絵図は、どのような目的で作成されたのでしょうか？

詳しくは2ページから

目次

長良川通境界争論 その1	—方県郡江崎村の事例—	2
長良川通境界争論 その2	—本巢郡穂積村の事例—	6
交流コラム／地域資料・情報センターからのお知らせ／編集後記		8

長良川通境界争論 その1 —厚見郡江崎村の事例—

長良川をめぐる境界争論

表紙に掲載した「現今境界絵図」(明治 244)は、明治 7～8 (1874～75) 年にかけて、長良川を挟んだ4ヶ村で境界争論が起こった際に作成されました。

絵図を見ると、原告である厚見郡江崎村は赤で、被告である方県郡河渡村・厚見郡生津村・厚見郡只越村は黄で色付けされています。また堤は黒線、往還は赤線で示されているほか、4ヶ所に付箋が貼られており、堤中央から反対側の堤中央までの距離が記されています。

そして、争論の際に裁判の争点となる箇所(論所)は白で示されています。長良川の中央より東側は赤で塗られており、論所となっているのは川中央から西側であることが確認できます。

原告・被告の村(戸長)は以下の通りです。

原告	厚見郡江崎村副戸長	真鍋半市
被告	方県郡河渡村戸長	村木忠一
被告	本巢郡生津村戸長	加藤孝之助
被告	本巢郡只越村戸長	廣瀬源兵衛

被告のうち、河渡村で戸長を勤めていた村木忠一は、裁判の経過を記録(明治 220「長良川通境界之儀ニ付江崎村方河渡生津只越三ヶ村え相掛り訴出御糺中日誌」)したほか、証拠として提出した書類・絵図をはじめとする関連史料を残しています。

また、原告・被告の4ヶ村がそれぞれの主張をするため、多くの史料を岐阜県庁へ提出しました。

明治期における境界争論ではどのような史料が出され、裁判ではどのような判決が出されたのでしょうか。ここでは、これらの史料を分析し、長良川通境界をめぐる各村の主張と裁判の展開を見ていきたいと思います。

証拠文書としての絵図・証文

近世の裁判における証拠文書については、文字の書入・消字がなく、年号・名前や捺印があるものに証拠力があるとされ、また、幕府・領主から下される文書、反対に村から差し上げる文書、村同士が取り交わす文書がありますが、証拠文書は種類ではなく、文書の内容から判断されていました(宮原 2003)。

今回は、境界争論の中で提出された史料を5頁にまとめました。こちらを参照しながら、以下に過程を見ていきます。

江崎村からの訴え

江崎村では、代言人(代わりに弁論する人、弁護士の前身)として塩谷新吾という人物が岐阜県庁へ訴状を提出しました(明治 225「川経界不当申掛りの訴状」)。江崎村は、(a)～(e)を根拠に挙げて求めました。

(a)は享和 3 (1803) 年 8 月に作成された立会絵図の縮図です。立会絵図とは、争論の際に当事者と絵師が作成したものを指します。

幕府や領主より下された文書は(b)(c)があります。(b)は江崎村へ下された御免状の写しです。江崎村は、御免状に川高があること、明治 6 (1873) 年以降は、川税と改称して上納していることを示しました。また(c)は、延享 3 (1746) 年に長良川へ身投入一件について河渡村に不手際があり詫書を差し上げた際に、加納役場から江崎村へ下された書状です。

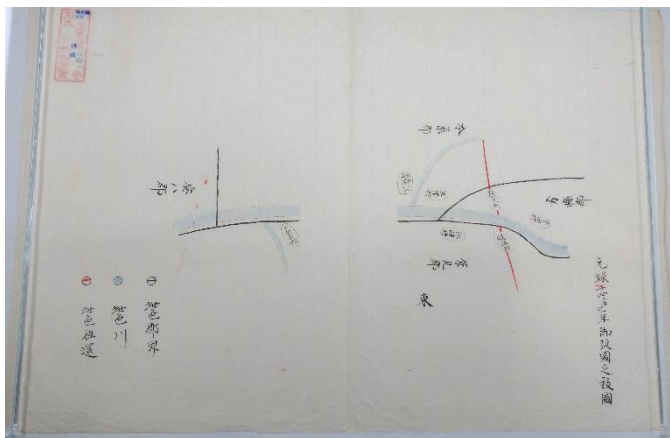
反対に幕府へ提出したものでは、享保 14 (1729) 年の村方様子書上帳(d)に高川の標記があること、宝暦 11 (1761) 年幕府評定所へ提出した漁獵出入りに関する御請書の写し(e)があります。

江崎村は(a)～(e)より、論所の所有を主張しました。

被告3ヶ村の対応

裁判中の記録（明治220）によれば、村木は7月9日に岐阜県庁へ出頭し、江崎村からの訴状を受け取りました。村木は帰村の後、生津村・只越村と共に提出する証書・絵図面の取調べ・作成や、江崎村への答書作成を連日行い、7月27日、3ヶ村連名での答書を岐阜県庁へ提出しました。答書における各村の主張は以下の通りです（明治223「川経界不当申掛之訴答書」）。

河渡村の主張 河渡村は、正保年中国絵図（f）および元禄年中御改図（g）より、方県郡と厚見郡の郡境は江崎村の堤内にあることから、江崎村の村境は堤内までと主張しました。



（明治241「元禄十四年御改図之抜図」）

次に、近世を通じてしばしば行われた姫君の中山道通輿時の幕場普請を河渡村が一手に引き受けたこと（h）を挙げ、川一円の進退が江崎村にはないことを述べました。

また、厚見郡穂積村より漁獵出入りに関する史料を借り、証拠として付け加えたいとも述べています（i）。

生津村の主張 生津村は、被告代言人として副戸長の棚橋東一が答弁しました。棚橋は、宝暦10（1760）年・天明2（1782）年の絵図（j）に川欠（河川が決壊して田畑が流され、当分は復旧する見込みのない農地）が記されていること、

明治6（1873）年に川欠の反別を記した地券（k）が授与されたことから、生津村が長良川に川欠高を所持することを主張しました。

只越村の主張 只越村からも享和3年8月の立会絵図が出されています（l）。只越村は、寛延2（1749）年以來の明細帳（m）に川中より東は江崎村の知行とされていることを主張しました。

他村と取り交わした文書としては、文政9（1826）年川除普請（水害防止のための治水工事）の際に江崎村と取り交わした済口証文（n）のほか、弘化4（1847）年に江崎村・下奈良村（o）、慶応元（1865）年に江崎村・加納藩領の村々（p）と争論の際に取り交わした熟談書があります。

なお、只越村も代言人として村民の廣瀬十郎平が主張を行いました。

ここまで、原告・被告4ヶ村のそれぞれの主張を見てきました。川全体の所有を訴える江崎村に対し、他の3ヶ村は川中央を村境界と主張したため争論が起きました。

原告・被告となった4ヶ村は、各々の主張の根拠となる証拠文書を岐阜県庁へ提出しました。証拠文書は、絵図をはじめとして、幕府や藩から下された御免状や、反対に提出した明細帳、そして周囲の村々と取り交わした証文や熟談書など多岐にわたりました。

江崎村からの復答と長良川見分

明治7年8月8日、被告からの答書を受け、江崎村から岐阜県庁へ、さらに復答書が提出されました（明治226「川経界申掛之答書之復答書」）。

その後、河渡村戸長村木の記録（明治220）によれば、明治8（1875）年5月には、論所となっている箇所の見分が行われました。

岐阜県庁は、各村から提出された証拠文書をどのように判断し、境界争論を裁許するのでしょうか。



岐阜県庁における判決

判決が出たのは、明治8年7月31日でした。

「裁判申渡書」(明治224・257)には、両村が提出した論拠に対する裁決と、最終的な判決が残されています。

第1条では、(b)についてです。岐阜県庁は、(b)は川年貢(漁獵)にのみ関することであり、これをもって地内であるとは言えず、証拠として採用しないと判断しました。

第2条では、(c)については河渡村が承知せず、調印もない写であるため証拠にはならないとしました。享保14年の書上帳(d)は、高川の間数を記載しているに過ぎず、村の領地とする証拠にはならないとして、採用されませんでした。

第3条は、漁業に関する史料です。江崎村が提出した宝暦11年の裁許請書(e)は、漁場に関するもので、土地所有を証明するものではないとされました。

以上のように岐阜県庁は、江崎村が自村の領地であることを示すとして提出した数々の史料を、いずれも不十分であるとして採用していません。

第4条は、河渡村が提出した史料です。(f)正保度の国絵図について岐阜県庁は、郡境を長良川東に見ることは出来るが、地券など江崎村が提出した史料では堤外に江崎村の高があり、堤を境界とは言えないとしました。

(h)は、あくまでも川東の幕場や道筋を河渡村が普請したという証拠であり、土地の所有を表すものではないとし、(i)についても、漁獵

に関する税であるため同様に土地の所有を認める証拠とはし難いと判断されました。岐阜県庁は、河渡村からの申し立てをいずれも採用しませんでした。

第6条は只越村からの申し立てです。岐阜県庁は、只越村の明細帳(m)について、江崎村側の明細帳には「郡上川通当村川内漁場但漁師ヨリ川高上納」とのみ記され、川中央を境とは言い難いとしました。また、文政9年の濟口証書(n)や弘化4・慶応元年の熟談書(o)(p)は水行の利害に関する争論であり、境界を示す証拠と出来ないとして、全ての証拠は採用には至りませんでした。

岐阜県庁は、第4～6条で河渡村・生津村・只越村の被告3ヶ村それぞれの申し立てについて、いずれも提出した証拠を採用しないとしました。

川瀬寄付次第

そして第7条では、長良川境界について最終判断が下されます。岐阜県庁は、享和3年絵図面上では江崎村地先に多くの寄洲があり、実地検分でも「天然附寄洲」が見られるとしました。また第1～6条を通して、原告・被告いずれも長良川川敷を境界と認める証拠はないとしました。

その上で、岐阜県庁は川瀬寄付次第(災害によって川筋が変わった際、変化した村高以外の部分の帰属を定めた近世の定法)を適用することとしました。この定法により、原告・被告4ヶ村の境界を現在の長良川中央とするとの判決が出されました。

また、第8条では、裁判にかかった費用について、被告村が償却するよう命じられました。

ここまで、訴訟から判決が出るまでの過程を見てきました。今回の事例では、明治期の裁判でも、江戸時代に作成された文書が証拠文書として提出されたことが分かります。また岐阜県庁は、裏書の印や年号の有無や文書の内容から、証拠として相応しいのか否かを判断していたことも知ることができました。

事例その1 江崎村・河渡村・生津村・只越村から提出された史料一覧

No.	提出した村	点数	資料	備考
(a)	江崎村	1	享和3(1803)年8月川通左右村々立会絵図の縮図	訴状第1号
(b)	江崎村	1	御免状写	訴状第2号
(c)	江崎村	1	延享3(1746)年河渡村方において身投入の対応に咎有りとして河渡村より差し出した説書につき御下げ書写	訴状第3号
(d)	江崎村	1	享保14(1729)年江崎村の村方様子書上帳	訴状第4号
(e)	江崎村	2	宝暦11(1761)年評定所へ提出した河渡村へ係り漁猟出入りに関する御請書写	訴状第5号
(f)	河渡村	1	正保年中国絵図	村木家文書 明治243「正保二年美濃国山川里一刻郷帳高石御改絵図・元禄十四年十二月御改絵図記載人名など写」
(g)	河渡村	1	元禄年中御改図	村木家文書 明治241「元禄十四年御改図之抜図」
(h)	河渡村	2	姫方様御通興の際に幕場御普請の絵図など	村木家文書 明治242①「嘉永二年寿明君様・文久元年和宮様御下向の節渡船場縮図」・明治242②「天保二年有君様御下向の節渡船場縮図」
(i)	河渡村		漁猟に関する史料	答書では穂積村より借受け証拠として加える予定とある
(j)	生津村	2	絵図2点①宝暦10(1760)年、大津石原清左衛門へ提出の縮図②天明2(1782)年、江戸役人平井弥惣次・浅井郷助へ提出の縮図	
(k)	生津村	1	生津村の地券証写	
(l)	只越村	1	享和3(1803)年8月川通左右村々立会の絵図面縮図	答書第1号
(m)	只越村	3	寛延2(1749)・明和8(1771)・文化10(1813)年の只越村明細帳	答書第2号
(n)	只越村	1	文政9(1826)年江崎村との川除普請(猿尾一件)につき済口写	答書第3号
(o)	只越村	1	弘化4(1847)年川東西村々熟談書写	答書第4号
(p)	只越村	1	慶応元(1865)年川東西村々熟談書写	答書第5号

主な参考文献

『岐阜県史 通史編 近代中』(1970年)

『岐阜市合渡の歴史』(岐阜市合渡広報会連合会、1986年)

宮原一郎「近世中期の裁許と証拠文書-「裁許留」の分析から」(『国史学』第178号、2002年)

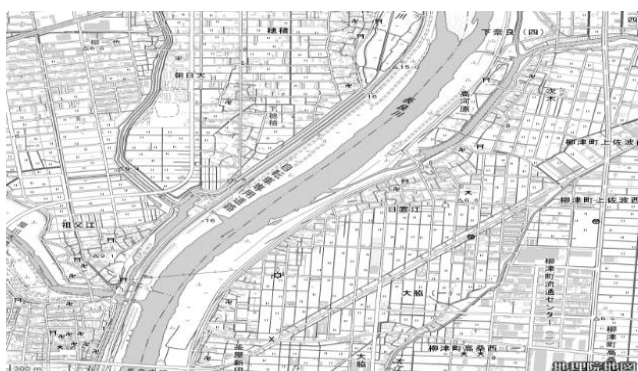
渡辺尚志『江戸・明治百姓たちの山争い裁判』(草思社、2017年)

長良川通境界争論 その2 —厚見郡穂積村の事例—

本巣郡穂積村の事例

同時期に起こった長良川をめぐる境界争論の事例を、「経界争論原告被告書類東京上等裁判所江控訴書写」(美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書2.65-13-17、岐阜県歴史資料館所蔵)からご紹介します。

原告は本巣郡穂積村、被告村は長良川を挟んだ厚見郡下奈良村・高河原村・日置江村・茶屋新田村でした(提出された史料一覧は7頁)。



穂積村からの訴え

明治7(1874)年6月29日、穂積村は岐阜県庁へ出訴しました。訴状によれば、地租改正をきっかけに4ヶ村申し合わせで長良川中央を村の境界とするよう求められたが、江戸時代より穂積村の所有であるため受け入れられず、示談も出来ないことから訴訟となったようです。

穂積村は、寛文9(1669)年(A)・元禄12(1699)年(B)の御免状をはじめ、証文(C)(D)や天和3(1683)年の絵図(E)をもとに主張しました。

被告4ヶ村からの答書と穂積村の復答

一方、被告4ヶ村は7月13日に答書を提出しました(表(G)~(N))。被告の各村は、地券証や御免状を中心に証拠として提出しています。

穂積村は、7月25日に復答書を提出し、さらに6点の絵図や御免状の史料を用いて被告からの答書に反論しました(表(O)~(T))。

岐阜県庁の判決と控訴

明治8(1875)年8月4日、岐阜県庁は判決を申し渡しました。第1・2条では、原告穂積村が提出した史料ですが、年暦が不明であったり、漁獵に関する史料であること等を理由に、いずれも証拠としての採用は認められませんでした。

第3条では、高河原村・日置江村・茶屋新田村の申し立てについて、いずれも境界を示すものではなく、他に証書類もないとして、原告が境界を長良川中央と心得ていたことを認めることは出来ないと判断しました。

そして第4条では、原告・被告の提出した各史料は、いずれも境界を示すものではなく、現地には兩岸に多少の付洲があることから、川瀬付寄の法を適用し、中央を以て各村の境界となることと定められました。

岐阜県庁において判決が出されましたが、穂積村は不服とし、明治8年11月14日に東京上等裁判所へ控訴しました。

しかし東京上等裁判所は、明治9(1876)年4月20日に訴えを棄却しました。

おわりに

以上、今回は明治期における長良川をめぐる境界争論をご紹介しました。

近世では、川は村の境界となることが多く、しばしば村同士で争いが起こりました。近代に入ると、明地租改正事業によって土地の所有者が明確にされ、それに伴い官有地・民有地の争いや境界争論が全国で発生しました。

山林の所有をめぐる争論では、明治期の裁判でも、江戸時代の各文書が使用されていることが指摘されています(渡辺2017)。

今回取り上げた明治期における長良川境界争論でも、同様に江戸時代の史料が使用され、その経緯が重視されていたことが分かりました。

事例その2 穂積村・日置江村・高河原村・茶屋新田村・下奈良村から提出された史料一覧

No.	提出した村	点数	資料	備考
(A)	穂積村	1	寛文9(1669)年上下穂積村への御免状写	訴状第1号
(B)	穂積村	1	元禄12(1699)年下穂積村への御免状写	訴状第2号
(C)	穂積村	1	元禄6(1693)年御留川証文写	訴状第3号
(D)	穂積村	1	文政13(1831)年内済証文之写	訴状第4号
(E)	穂積村	1	天和3(1683)年原図の縮図	訴状第5号
(F)	穂積村	1	現地争論之図	訴状第6号
(G)	日置江村	1	延宝3(1675)年日置江村水引帳	答書第1号
(H)	日置江村	1	元禄10(1697)・宝永7(1710)・正徳元(1711)年日置江村への御免状	答書第2号
(I)	下奈良村	1	明治3(1870)年下奈良村への御免状	答書第3号
(J)	高川原村	1	明治5(1872)年高河原村への御免状	答書第4号
(K)	茶屋新田村	1	慶応元(1865)年茶屋新田村への御免状	答書第5号
(L)	下奈良村	1	明治6(1873)年下奈良村地券証の写	答書第6号
(M)	高川原村	1	明治6(1873)年高河原村地券証	答書第7号
(N)		1	現今之絵図面	答書第8号
(O)	穂積村	1	延宝元(1673)年穂積村への御免状写	復答書甲号
(P)	穂積村	1	正徳3(1713)年御留川書上の写	復答書乙号
(Q)	穂積村	1	享和2(1802)年茶屋新田之一札写	復答書丙号
(R)	穂積村	1	皆済目録の写	復答書丁号
(S)	穂積村	1	実地明細絵図面	復答書戊号
(T)	穂積村	1	美濃郡界絵図	復答書己号

交流コラム～現場から～

《みのかも文化の森・市民ミュージアムをご紹介します》

美濃加茂市民ミュージアム 藤島夢花

美濃加茂市は岐阜県南部に位置する市で、山に囲まれ、木曾川と飛騨川が合流する自然豊かな地域です。古くは中山道の宿場のひとつである太田宿がおかれ、交易の拠点として栄えました。

みのかも文化の森・市民ミュージアムは平成12年(2000)10月に開館しました。文化の森という名のおり、広大な自然の森に建つ施設です。この森とその周辺には尾崎遺跡と呼ばれる遺跡があり、縄文・弥生・奈良時代および中世の住居跡が見つかっています。昔から人々が暮らし、交流した場所であったことが分かります。

開館20年の節目の年である令和2年(2020)に改良を行った常設展示室では市内で見つかった化石や土器、市内に生息する生き物、江戸時代の古文書などあらゆる分野にわたる資料をご覧いただけます。これらの展示品には、実際に触って質感を確認したり、専用アプリで写真を撮影すると解説が表示されたりと展示品とじっくりと向き合うことができるような工夫をしています。訪れた人が展示内容をより身近なものとしてとらえることでこの地のよさや奥深さを考え、まちの認識や誇りにつながる展示室を目指しています。

また、当館では企画展示室にて令和6年3月23日(土)～5月26日(日)にかけて「石に刻む 展—とどめる記録、まじわる思い—」を開催します。長い歴史のなかで「石に刻みあらわすこと」は、人々が古くから続けてきた主要な記録方法の一つ。わたしたちの身のまわりにはたくさんの石造物がのこり、そこには、人物の名前や建てられた年代、経緯などさまざまなことがらが刻まれています。この展覧会では、美濃加茂市内にある土地改良碑や人物顕彰碑、戦争記念碑、道標を中心に、当時の出来事や社会情勢、信仰などかつての地域のすがたを浮き彫りにし、そこに染み込んだ人々の思いに光を当てます。景色に溶け込み、静かにたたずむ石たちに耳を傾け、身近に息づく歴史に目を向けることで、「石に刻む」という人の営みについて、改めて見つめる機会になれば幸いです。

〒505-0004 岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3299-1

電話：0574-28-1110

開館時間：午前9時00分から午後5時00分

休館日：月曜日(ただし、祝日の場合は開館し、直後の平日が休館日となります)、年末年始

センターからのお知らせ

岐阜県に関わる史料の編纂・保存・活用事業や、史料展示などの情報を掲載していきます。皆様からの情報をお待ちしています。

電話 (058) 293-3323 (火曜日 9:30～12:00)

E-mail cccd_inf@t.gifu-u.ac.jp

編集後記

『地域史料通信』第15号をお届けします。今号では、岐阜県歴史資料館の史料を少しだけ紹介させていただきました。また交流コラムでは、みのかも文化の森・市民ミュージアム様に御寄稿いただきました。皆様ありがとうございました。(鈴木乙都)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター 地域史料通信 第15号

発行日 2024年3月31日 年1回刊行(予定)

編集・発行 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 Tel (058)293-3323 Fax (058)293-3324

URL <https://www1.gifu-u.ac.jp/~forest/rilc/>